

## 市販薬の医療費控除が始まります

平成29年1月から、新しい医療費控除の仕組みとして市販薬を対象とした「セルフメディケーション税制」(医療費控除の特例)がスタートしました。市販薬を上手に利用して医療費の節約につなげましょう。

### 医療費控除とは？

医療費が高額になったときに確定申告で所得から一定額が控除される仕組みです。所得が減るため、払い過ぎていた所得税が還付されたり、翌年の住民税が減額されます。前年分(1月1日から12月31日まで)の医療費が対象です。申告の際は、支払い額を証明するために領収証(レシート)が必要ですので、大切に保管しておきましょう。

セルフメディケーション税制の

# POINT!



### POINT①

#### 特定の市販薬で医療費控除ができる

従来の医療費控除は主に医療機関に支払う費用が中心でした。今回開始されたセルフメディケーション税制では、**特定の成分が含まれた市販薬(スイッチOTC医薬品)が対象となります**。対象となる市販薬には識別マークが記載されます。



### POINT②

#### 年間で12,000円以上が対象

控除の対象となるのは、1年間(1月1日から12月31日)で特定の市販薬を購入した際の支払額が12,000円を超える場合です。(控除額の上限は88,000円)。自分だけでなく生計を同じくする家族が購入した分も一緒に申告できます。



### POINT③

#### 従来の医療費控除とは併用できない

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は同時に利用することができません。支払った額を把握しておき、有利になる方を選択しましょう。医療費の支払いが年間10万円以上の人は、従来の医療費控除を選択した方が控除額を大きくできます。

### POINT④

#### 健康を守る取り組みが必要

セルフメディケーション税制を利用するには、疾病予防や健康維持の取り組みを行う必要があります。具体的には会社の定期健康診断や人間ドックの受診、インフルエンザの予防接種を受けることが必要です。



ご注意ください:セルフメディケーション税制は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間実施され平成29年の確定申告(平成30年2月16日~3月15日)から適用されます。

## ◆申告対象となる人

以下の3つの事項の全てに該当する人です。

- ・所得税、住民税を納めている。
  - ・1年間(1~12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として申告予定者が一定の取組を行っている。(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診断、がん検診)
  - ・1年間(1~12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している(扶養家族分を合算)
- ※申告予定者は、1月1日~12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をシート(領収書)で確認することになります

## ◆減税となる金額について(計算例)

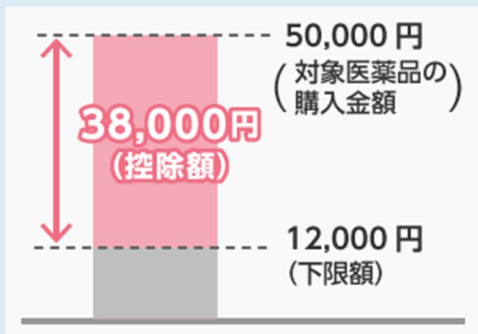
### ▶ 本特例を活用した減税額の一例

これをもとに、一例として減税額を算出してみましょう。

ここでは、課税所得額400万円の人が、対象医薬品を年間5万円購入した場合を考えてみます。なお、この購入金額には「生計を一にする配偶者その他の親族の分」、つまり扶養している家族の分も含まれます。

### ② 課税所得額400万円の人の場合

#### ● 控除額



50,000円(対象医薬品の購入金額) - 12,000円  
(下限額) = 38,000円(控除額)

→38,000円が課税所得額から控除される!

#### ● 減税額

所得税: 38,000円(控除額) × 20% (所得税率) = 7,600円

→7,600円の減税効果!

個人住民税: 38,000円(控除額) × 10% (個人住民税率) = 3,800円

→3,800円の減税効果!

→あわせて、11,400円の減税効果!

○所得税率一覧表	課税される所得金額	税率
	195万円以下	5%
	195万円を超え330万円以下	10%
	330万円を超え695万円以下	20%
	695万円を超え900万円以下	23% など

○住民税は一律10%

